

# 災害対策基本法の一部改正に伴い避難情報の発令が一部変更になります

## これまで

警戒レベル	避難情報等
5	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
4	避難指示(緊急) ・避難勧告
3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・ 高潮注意報
1	早期注意情報

## 令和3年5月20日から

警戒レベル	避難情報等	避難行動等
5	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。
<<<<警戒レベル4までに必ず避難!>>>>		
4	ひなんしじ 避難指示	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。 ⇒ 全員避難
3	こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。 ⇒ 高齢者等は避難
2	大雨・洪水・ 高潮注意報	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。
1	早期注意情報	災害への心構えを高めましょう。

- ※ 警戒レベル5は、すでに災害が発生・切迫している状況です。また、必ず発令される情報ではありません。
- ※ 警戒レベル4は、避難指示に一本化され、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。
- ※ 警戒レベル3は、高齢者等だけの情報ではなく、高齢者等以外の人も必要に応じ、避難の準備や危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。
- ※ 避難とは「難」を「避」けること、安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。
- ※ 避難先は避難所だけではありません。安全な場所の親戚・知人宅等に避難することも考えてみましょう。
- ※ 豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむを得ず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に注意してください。

※ これまでの発令にあった【警戒レベル4 避難勧告】は廃止となりました ※